

西尾市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き



目次

1. 西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用できる方・・・P1
 2. 申請から証明書交付までの流れ・・・P2
 3. 宣誓に必要なもの・・・P3
 4. 交付書類・・・P4
 5. 証明書の再交付・変更届・返還届について・・・P5
 6. 自治体間連携に関する協定について・・・P6
 7. Q&A・・・P7
- 参考（西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）・・・P8

●西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとして、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束したお二人及びその子を始めとした近親者が、家族であると約束した関係であることを市が認める制度です。希望するお二人で宣誓書*を提出すると、市で宣誓したことを証する証明書*を発行します。

西尾市では、様々な事情により婚姻することができない方々の抱える不安や困難を少しでも解消することを目的に本制度を導入いたします。

*宣誓書…パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（以下、宣誓書とする。）

*証明書…パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下、証明書とする。）

問い合わせ先

西尾市 市民部 地域つながり課（本庁舎2階）
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
TEL：0563-65-2178（直通）
FAX：0563-56-2175

Email：kyoudou@city.nishio.lg.jp

HP：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,63675,103,491,html>

本制度に関する受付：平日午前8時30分～午後5時15分



①

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目をすべて満たしている方となります。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) いずれか一方が本市に住所を有している(市内への転入を予定している場合も含む。) こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (4) 双方が民法第 734 条から第 736 条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。

(パートナーシップに基づく養子縁組は除く)



※パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であること。

※ファミリーシップ

パートナーにある者の一方又は双方の近親者(三親等内の者)、その他市長が適当と認める者を含め、家族であることを約束した関係であること。



②

申請から証明書交付までの流れ

※事前予約、申請、交付等各手続きにおける受付は、平日午前8時30分～午後5時15分となります。

申請日の事前予約

西尾市 市民部 地域つながり課の窓口へ直接お越しいただくか、電話又はメールで連絡していただき、申請の日時を予約してください。（希望日の1週間前までにご連絡ください。）

その際に、申請方法の説明をします。

連絡先（西尾市 市民部 地域つながり課）

TEL：0563-65-2178

Mail：kyoudou@city.nishio.lg.jp

宣誓書の申請

予約した日時に必要書類をお持ちの上、お二人でお越しください。

ご希望に応じて、個室で対応します。

一方が西尾市に在住している場合

必要書類をご持参の上、予約した日時に必ずお二人そろってお越しいただきます。

※書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

証明書の交付

申請書類を確認の上、証明書等を、後日郵送で交付します。

（1週間ほど期間をいただきます。）



一方又は双方が西尾市に転入予定の場合

① 必要書類をご持参の上、予約した日時に必ずお二人そろってお越しいただきます。

② 申請書類を確認し、パートナーシップ宣誓受付票をお渡しします。（原則、即日発行）

※お渡し日から3か月以内に西尾市在住を証する住民票等必要書類をご提出ください。

西尾市へ転入後、事前予約

申請日の予約と同様の方法で住民票等必要書類を提出していただく日時の事前予約をしてください。

住民票等の提出・証明書の交付

西尾市在住を証する住民票等必要書類を持参し予約日にお越しください。本人確認を行い、証明書等を、後日郵送で交付します。

（1週間ほど期間をいただきます。）

③ 宣誓に必要なもの

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をする際、以下の書類が必要となります。

	どちらか一方が西尾市に在住している場合	一方又は双方が西尾市に転入予定の場合
申請時	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書（※１） ☐ 独身証明書（１人１通ずつ）（※２） ☐ 本人確認のできる書類（１人１通ずつ）（※３）	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書（※１） ☐ 独身証明書（１人１通ずつ）（※２） ☐ 本人確認のできる書類（１人１通ずつ）（※３） ☐ 転入予定ということが分かるもの（転出証明書、売買契約書、賃貸契約書など）
交付時	※郵送で交付するため特に必要ありません。	☐ パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓受付票（※４） ☐ パートナーシップ・ファミリーシップ 届出事項変更届（※１） ☐ 住民票（転入者のみ） ☐ 本人確認のできる書類（※３）

（※１）パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書（様式第１号）、パートナーシップ・ファミリーシップ 届出事項変更届（様式第７号）は市地域つながり課の窓口にて取得、もしくは西尾市ホームページからもダウンロードできます。

（※２）独身証明書は３か月以内に発行された独身証明書を１人１通ずつお持ちください。本籍地の市町村で取得できますので、取得方法は本籍地のある市町村窓口にお問い合わせください。

（※３）本人確認のできる書類の例

１枚の提示で足りるもの（例）	２枚以上の提示が必要なもの（例）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が添付されたもの など	・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金証書 - など

（※４）パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓受付票は、転入予定の方が宣誓書を提出していただいた際に、交付するものです。西尾市に転入し、証明書の交付手続きをする際に必要になります。

【通称名の使用について】

性別違和等その他市長が特に理由があると認める場合は、証明書において、氏名と併せて通称名を使用することができます。通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写しを宣誓書の申請の際にご提出ください。

※通称名を使用した場合、証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

4 交付書類

宣誓書が受理された場合、下記の2つの書類を交付します。

① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（A4 用紙タイプ）

宣誓書が受理されたことを証明する書類です。1 部交付します。

（表）

（表面）

様式第2号（第7条関係）

宣誓番号第 号
年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

（宣誓者）

様 様
(生年月日 年 月 日) (生年月日 年 月 日)

（ファミリーシップ対象者）

様 様
(生年月日 年 月 日) (生年月日 年 月 日)

ここに、「西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支え合い歩まれるご家族のご多幸をお祈りいたします。

今後も、西尾市でいきいきと活躍されることを期待いたします。

宣誓日 年 月 日

西尾市長 ○ ○ ○ ○

（裏）

（裏面）

～宣誓を行ったお二人へ～

- ・当該証明書の紛失、毀損等の事により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第6号）により申請することができます。
- ・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還書（様式第8号）に証明書を添付し、市長に届け出てください。
 - (1) 双方が西尾市から転出したとき。
 - (2) 一方又は双方が死亡したとき。
 - (3) 当事者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。

※パートナーシップ関係とは、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることをいいます。

～この証明書の提示を受けられた方へ～

この証明書は、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップ・ファミリーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いに人生のパートナーとして支え合い、西尾市でいきいきと活躍されることを期待しています。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
氏 名	氏 名
通称名	通称名

② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（カードタイプ）

宣誓書が受理されたことを証明するカードタイプの証明書です。

お二人に1部ずつ交付します。

（表）

宣誓番号第 号

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

本 人 様

パートナー 様

宣誓日 年 月 日

西尾市長 ○ ○ ○ ○

（裏）

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

（ファミリーシップ対象者）

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

特記事項



5

証明書の再交付・変更届・返還届 について

次の場合、所定の手続きを行うことによって、証明書の再交付、宣誓書届出事項の変更、証明書の返還をすることができます。

証明書の再交付

証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第6号）を提出していただきます。

宣誓書届出事項の変更

住所、氏名・通称名、その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第7号）に変更した事実が分かる書類（住民票や郵便物など）を添付し提出していただきます。

※氏名・通称名の変更等を行う場合、変更前のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（A4用紙タイプ・カードタイプ）を返還していただきます。後日、変更後のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書を再交付します。

証明書の返還

パートナーシップが解消された場合や、一方が死亡した場合、双方が転出した場合はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第8号）に既に交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（A4用紙タイプ・カードタイプ）を添えて提出していただきます。

※返還届出日以降は、再交付申請により宣誓証明書を再発行することはできません。

※返還届の提出があった場合、当事者の双方に返還通知を送付します。

【その他補足事項】

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第6号）、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第7号）、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第8号）は市地域つながり課の窓口にて取得、もしくは西尾市ホームページからもダウンロードできます。

※各種申請時には、本人確認ができる書類をご提示いただきます。必要書類は3ページをご覧ください。

※希望に応じて別室での対応も可能ですので、その場合、1週間前までに申請日の予約を市地域つながり課までご連絡ください。

6

自治体間連携に関する協定について

愛知県内で同様の制度を実施している 33 自治体とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する協定を締結しています。

※本協定による宣誓手続きの簡素化は制度利用者が転入先の自治体の制度に該当する場合のみ対象となります。

西尾市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に該当する宣誓者が転入した場合のみ本協定の対象となります。

連携自治体

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、清須市、みよし市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町、東浦町、武豊町、幸田町

協定事項

- ・転入先の自治体への宣誓手続きの簡素化（添付書類の一部省略可）
- ・転出元の自治体への手続きが不要

宣誓継続申請の流れ

- ①必要書類をご準備ください。
 - ・パートナーシップ宣誓継続届（様式第9号）
 - ・転出元の自治体で交付された宣誓証明書等
 - ・本人確認ができるもの
- ②継続届の手続きをしたい日時をご予約ください。
- ③予約確定した日時に上記書類①をお持ちの上、お越しください。
- ④宣誓証明書交付
（交付まで1週間ほどお時間をいただきます。）

【その他補足事項】

継続届の手続きの予約をいただくと、西尾市から転出元の自治体に「継続届のご予約があったこと」を連絡します。

継続届の手続きが完了した後は、宣誓書証明書の再交付・返還等については、西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の取扱いとなります。

7

Q&A

Q1 対象は同性カップルのみですか？

A1 以下の要件を満たして、互いを人生のパートナーとして継続的な共同生活を送っているお二人を対象としています。戸籍上同性のカップルには限定していません。

対象者の要件

（西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条関係）

- （1） 双方が成年に達していること。
- （2） どちらか一方が本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- （3） 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

Q2 継続的な共同生活とは何をいいますか？

A2 継続的な共同生活とは、日常生活において、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合う生活のことです。

Q3 結婚とはどのように違いますか？

A3 結婚は民法に基づく制度で、相続権や扶養義務など法的な権利、義務を伴うものです。一方、西尾市パートナーシップ宣誓制度は、西尾市の内部規定である「西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくもので、法律な権利や義務の付与を伴うものではないという点で結婚とは異なります。

また、この宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q4 法的効力がないのに、制度を導入するのはどうしてですか？

A4 本制度は、宣誓をするお二人が互いに支え合い生きていく人生のパートナーであるという意思を尊重する制度です。お二人及びその子を始めとした近親者のパートナーシップ・ファミリーシップ関係を認めることで、当事者が抱えるさまざまな不安や困難を軽減する一つの手段になることを目指しています。

また、本制度の導入により、性的マイノリティに対する偏見や差別の解消につながることも期待して導入します。

Q5 養子縁組をしていても宣誓できますか？

A5 対象要件を満たしていれば宣誓することができます。



Q6 通称名を使用することはできますか？

A6 できます。詳しくは3ページをご覧ください。



Q7 外国籍でも宣誓をすることはできますか？

A7 独身証明書の代わりに婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要になります。婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合、それに代わる書類が必要になります。

Q8 どういったことに証明書を活用できますか？

A8 パートナーを生命保険の受取人にできる制度や、携帯会社の家族割引を受けられる制度など民間独自のサービスが存在する他、市においても、証明書の提示により、市営住宅の入居要件に関して家族と同様の扱いとなります。

Q9 西尾市民でなければ宣誓ができませんか？

A9 転出証明書などの別途書類が必要となりますが、3か月以内に市内への転入を予定している方であれば宣誓が可能です。必要書類は、3ページをご覧ください。

Q10 転入予定でも宣誓可能としているのはどうしてですか？

A10 この制度は、原則として西尾市民を対象としています。しかし、戸籍上同性のお二人が本市に転入し、アパートなどの賃貸物件を探す際、借用や契約が困難な場合が少なくありません。そのため、お二人の関係を示す証明書として活用される場合を想定し、転入予定の方も宣誓可能としています。

Q11 制度利用に際して、プライバシーは守られますか？

A11 各種手続きの際には、まず電話で予約していただき、希望に応じて個室を用意し対応します。本人確認のための身分証明書の提示を徹底し、提出された書類や記載内容、確認事項等プライバシーは必ず守ります。

Q12 制度を利用するのに費用はかかりますか？

A12 宣誓書の提出や、証明書の発行に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となっております。

Q13 パートナーシップの宣誓は2人で行かなければいけませんか？

A13 本人確認を行うため、申請時には必ずお二人でお越しいただきます。しかし、何らかの理由でお二人もしくは一方が宣誓書等書類の氏名欄に自ら記入できないときは、お二人の立ち会いのもと、他の方に代筆させることは可能です。

Q14 証明書はすぐに交付されますか？

A14 証明書の交付は提出書類の確認や交付書類の準備等に時間を要するため、交付までに1週間程度を見込んでいます。交付書類の準備ができ次第、郵送にて交付します。

Q15 宣誓者の双方が本市民でなくなった時はどうすればいいですか？

A15 本制度の対象要件といたしまして「どちらか一方が本市に住所を有している」とことと定めておりますことから、宣誓者の双方が本市民でなくなった場合は、パートナーシップ宣誓証明書返還届を提出するとともに証明書を返還する必要があります。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

Q16 転居した場合はどうすればいいですか？

A16 転居した場合につきましては、宣誓時の記載事項からの変更となりますので、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届を提出していただきます。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

Q17 パートナーシップ関係を解消する時はどうすればいいですか？

A17 返還届を提出するとともに、証明書を返還する必要があります。必要書類等、詳しくは5ページをご覧ください。

Q18 成りすましや偽装等の悪用をされませんか？

A18 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、証明書に記載された番号を市ホームページ等で公表します。

Q19 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A19 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約等を結ぶ方法があります。

参考（西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱）

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行っている、又は行うことを約束した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者のうち、一方又は双方の近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め家族であることを約束した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

（宣誓をしようとする対象者の要件）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方又はいずれか一方が本市に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にならないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣誓書は、地域つながり課において受領するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、宣誓をしようとする者が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該パートナーの双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 市長は、宣誓をしようとする者がそれぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用していると認められるものをいう）を使用することができる。

(証明書の交付)

第7条 市長は、提出のあつた宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、宣誓書を提出した者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号及び様式第3号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名を証明書に記載するものとする。

(近親者等に関する記載)

第8条 宣誓しようとする者は、宣誓しようとする者の一方又は双方に近親者等がいる場合であつて、当該近親者等とファミリーシップにあり、証明書に当該近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、当該近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、当該近親者等の氏名等を証明書に記載することができる。

(1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第4号）（15歳以上の近親者等に限る）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、証明書に氏名等の記載を希望するときは、近親者等の記載に関する同意書に、当該近親者等が自署するものとする。第11条に規定する証明書の変更により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、当該近親者等が自署することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(近親者等に関する記載の削除)

第9条 宣誓書及び申告書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第5号）（以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された証明書から当該近親者の氏名等を削除するよう申立てることができる。

2 前項における本人確認は、第5条の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した証明書を交付するとともに、削除する前の証明書の返還を受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書の返還を要しない。

4 市長は、特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

(証明書の再交付)

第10条 証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、破損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第6号）により申請

することができる。

2 市長は前項の申請があったときは、証明書を再交付するものとする。

（宣誓書記載事項変更の申出）

第11条 宣誓者は、住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があった場合には、パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第7号）を市長に提出するものとする。

（証明書の返還）

第12条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第8号）に証明書を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方が西尾市から転出したとき。
- (2) 一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（協定による手続）

第13条 市長は、市とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「協定締結自治体」という。）から市内に転入した者が、協定締結自治体からパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る証明書等（以下「協定締結自治体証明書等」という。）の交付を受けている場合において、市内転入後も当該パートナーシップ・ファミリーシップを継続しようとするときは、宣誓証明書等を交付することができる。この場合において、宣誓の日は、協定締結自治体における宣誓の日を引き継ぐものとする。

2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第9号）
- (2) 転出元の協定締結自治体から交付された証明書等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 市長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、申請者の転出元自治体に対し、次に掲げる書類を送付する。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第9号）の写し
- (2) 転出元の協定締結自治体から交付された証明書等

4 市から協定締結自治体に転出した宣誓者（以下「転出宣誓者」という。）が協定に基づき手続を行い、転入先である協定締結自治体から前項の規定に類する通知があった場合は、前条の届出を省略できる。

5 前各項に規定する手続については、転入宣誓者及び転出宣誓者の同意を得ている場合に限り実施するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に交付されている改正前の西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定による宣誓証明書等は、改正後の西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定による証明書とみなす。

宣言番号第 号

※太枠内は記入しないでください。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣言書

（宛先）西尾市長

私たちは、西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣言の取扱いに関する要綱に基づき、互いが人生のパートナーであることを宣言します。ファミリーシップ対象者は、宣言者の家族であることを約した関係であることを申告します。

また、住所要件の確認に必要な住民基本台帳情報について、市が閲覧することに同意します。

（宣言者）

ふりがな		
氏 名		
通称名の場合、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
メールアドレス		

（ファミリーシップ対象者）

ふりがな		生年 月 日	年 月 日	続柄
氏 名				
ふりがな		生年 月 日	年 月 日	続柄
氏 名				
ふりがな		生年 月 日	年 月 日	続柄
氏 名				

※宣言者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能です。裏面に代筆者の氏名等をご記入ください。

様式第1号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言書（表）

※代筆の場合

（代筆者）氏名

住所

代筆理由

※転入予定の場合

（転入予定日）年 月 日

なお、宣言にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」を付してください。）		
第2条 第2号	＜パートナーシップの関係にある＞ 継続的な共同生活を行っている。又は継続的な共同生活を行うことを約束した、いわゆるパートナーシップ関係である。	☐
第3条 第1号	＜年齢＞ 2人とも、成年に達している。	☐
第2号	＜住所＞ どちらか一方が市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む）。	☐
第3号	＜配偶者等の有無＞ 2人とも配偶者がおらず、当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐

様式第1号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言書（裏）

（表面）

様式第2号（第7条関係）

宣言番号第 号

年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣言証明書

（宣言者）

様

様

（生年月日 年 月 日）（生年月日 年 月 日）

（ファミリーシップ対象者）

様

様

（生年月日 年 月 日）（生年月日 年 月 日）

ここに、「西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣言の取扱いに関する要綱」に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣言をされたことを証します。

これからの人生をお互いに支え合い歩まれるご家族のご多幸をお祈りいたします。

今後も、西尾市でいきいきと活躍されることを期待いたします。

宣言日 年 月 日

西尾市長 ○ ○ ○ ○

様式第2号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言証明書（表）

（裏面）

～宣言を行ったお二人へ～

・当該証明書の紛失、毀損等の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言証明書再交付申請書（様式第6号）により申請することができます。

・次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣言証明書返還届（様式第8号）に証明書を添付し、市長に届け出てください。

（1）双方が西尾市から転出したとき。

（2）一方又は双方が死亡したとき。

（3）当事者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消されたとき。

※パートナーシップ関係とは、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係であることをいいます。

～この証明書の提示を受けられた方へ～

この証明書は、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した、パートナーシップ・ファミリーシップ関係の宣言をされたことを西尾市が証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いに人生のパートナーとして支え合い、西尾市でいきいきと活躍されることを期待しています。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

戸籍上の氏名（通称名を使用している場合）	
氏 名	氏 名
通称名	通称名

様式第2号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣言証明書

宣誓番号第 号


パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 様
 パートナー 様
 宣誓日 年 月 日
 西尾市長 ○○○○

様式第3号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（カード）（表）

この証明書の提示を受けられた方へ

この証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ関係の宣誓をされたことを西尾市が証するものです。

証明書の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

（ファミリーシップ対象者）
 年 月 日
 年 月 日

特記事項

様式第3号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（カード）（裏）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

近親者等の記載に関する同意書
（15歳以上の近親者等）

（宛先）西尾市長

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条に基づき、近親者等として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードに私の氏名等を記載することに同意します。

ファミリーシップ宣誓者

宣誓者の氏名又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

同意者（15歳以上の近親者等）

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住 所	
宣誓者との関係（続柄）	

※ 15歳以上の子どもを始めた近親者等については、当該近親者等が自ら記入してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、下記に代書者の氏名等を御記入ください。

代書者（代書する場合のみ記載）

ふりがな	
氏 名	
住 所	

様式第4号 近親者等の記載に関する同意書

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

ファミリーシップ宣誓に関する申立書

（宛先）西尾市長

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等から私の氏名等を削除するよう申し立てます。

パートナーシップ宣誓者

宣誓者の氏名又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	

申立人

ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
住 所	
宣誓者との関係（続柄）	
電話番号	

※ 申立人の欄は自書してください。

※ 本人を識別できる書類（運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（個人番号カード）など）を提示してください。

交付	年 月 日
番 号	

様式第5号 ファミリーシップ宣誓に関する申立書

様式第6号（第10条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書

（宛先）西尾市長

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書の再交付を申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○を付してください。）

（1）紛失
 （2）破損
 （3）その他（ ）

申請日 年 月 日

宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号
----------	---------------

フリガナ		
氏 名		
通称名の場合、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

（代筆者）
 住所 _____
 氏名 _____

様式第6号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届

（宛先）西尾市長

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条に基づき、次のとおり変更があったことを届け出ます。

宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号
変更の理由 ※該当するものに☑	☐ 改姓・改名 ☐ 転入・転出 ☐ 近親者等の追加 ☐ 近親者等の削除 ☐ その他（ ）

宣誓者

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
氏名又は通称名		
住 所	〒	〒
その他の変更		

子を始めたした近親者等

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
続 柄		
住 所	〒	〒

様式第8号（第12条関係）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届

（宛先）西尾市長

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第12条の規定により、証明書を返還します。

返還の理由（いずれかに○を付してください）

- （1）西尾市からの転出
- （2）死亡
- （3）パートナーシップの解消

届出日 年 月 日

宣誓日・宣誓番号	年 月 日・宣誓番号第 号
----------	---------------

フリガナ		
氏名		
通称名の場合、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

（代筆者）

住所

氏名

様式第7号 パートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届

様式第8号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届

宣誓番号第 号

※太枠内は記入しないでください。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届

（宛先）西尾市長

私たちは、西尾市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱により、転出元自治体において宣誓証明書等に類する書類を交付されたこと、及び西尾市でパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をおこなうことを申し出ます。

また、住所要件の確認に必要な住民基本台帳情報について、市が閲覧することに同意します。

（宣誓者）

フリガナ		
氏 名		
通称名の場合、戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
電話番号		
メールアドレス		

（ファミリーシップ対象者）

フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄
氏 名				
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄
氏 名				
フリガナ		生年月日	年 月 日	続柄
氏 名				

※宣誓者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、裏面に代筆者の氏名等をご記入ください。

確 認 事 項（同意する場合は、□にレ点を付けてください）	
本届出書に基づき、転出元自治体へこの届出の写し及び証明書等の原本を送付することに同意します。また、転出元自治体から、宣誓時の提出書類の写しの提供を受けることに同意します。	☐
宣誓日（転出元自治体での宣誓証明書等が交付された日）	年 月 日

※同意がされない場合は、改めて、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓手続きが必要となります。

※代筆の場合

（代筆者） 氏名

住所

代筆理由

※転入予定の場合

（転入予定日 年 月 日）

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」を付してください）	
第2条 第2号 <パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある> 継続的な共同生活を行っている。又は継続的な共同生活を行うことを約束した。いわゆるパートナーシップ・ファミリーシップ関係である。	☐
第3条 第1号 <年齢> 2人とも、成年に達している。	☐
第2号 <住所> どちらか一方が市内に住所を有している。	☐
第3号 <配偶者等の有無> 2人とも配偶者がおらず、当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	☐

様式第7号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（表）

様式第7号 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（裏）

西尾市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き

発行年月日 2024年 11 月

編集/発行 西尾市